

令和7年1月15日

カードローンをご契約のお客様へ

盛岡信用金庫

カードローン等ご契約終了のお知らせ

向春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

ご契約いただいておりますカードローンおよび極度型教育ローンにつきまして、当金庫所定の期間ごとに自動的に契約を更新させていただいておりましたが、下記理由および下記商品について**令和7年2月13日（木）**をもってご契約を終了させていただきます。

なお、ご意見がある方はお取引店までご一報いただきますようお願いいたします。ご連絡（異議）がなければご同意いただいたものとし、当処理を実施いたしますのでご了承くださいますようよろしくお願いいたします。

記

1. ご年齢超過によるカードローン契約終了

【ご対象となるお客様】

令和6年12月末日で年齢超過によりカードローン契約期限が到来している、かつ貸越残高が0円のお客様

【解約対象商品】

消費性カードローン全商品（教育カードローンを除く）

極度型教育ローン「学資応援団」

2. 契約終了した当座貸越契約書等の取扱いについて

- ①契約終了日の翌日から相当期間当金庫で保管したうえで、当金庫が責任をもって廃棄させていただきます。
- ②契約終了した「当座貸越契約書」等の返却を希望される場合には、お取引店へご連絡をお願いいたします。
- ③契約終了されたローンカードについては、お取引店へご返却いただくか、使用できない状態にしたのちに破棄いただきますようお願いいたします。
- ④契約終了されたローン通帳については、過去の未記帳履歴を記帳することはできませんのでご了承ください。また、お客様の責任において破棄いただきますようお願いいたします。

※ご不明な点につきましては、お取引店へお問い合わせいただきますよう、お願い申し上げます。

以上